［削る］	3　事業報告書には、通則法第三十一条に規定する年度計画に記載されたセグメント（機構を構成する一定の単位をいう。）ごとの予算に関する見積りと当該予算の執行実績を明らかにした資料を添付するものとする。

備考　表中の［　］は注記である。

○文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、令第一号

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、並びに環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成十五年法律第百三十号）第二十条第一項第三号及び第二十条の四第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年四月一日

文部科学大臣　柴山　昌彦
農林水産大臣　**吉**川　貴盛
経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　原田　義昭

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
（体験の機会の場の認定の基準） **第八条**　法第二十条第一項第三号の主務省令で定める基準は、次に掲げるものとする。 一～五　（略） 六　認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業に一年以上従事した経験を有する者若しくはこれと同等以上の知識及び技能を有する者により行われ、又はこれらの者の指導の下に適切に行われるものであること。 2　（略） （認定の申請） **第九条**　（略） 2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。 一～三　（略） 四　申請の日の属する事業年度の直前の事業年度における認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業の実績を記載した書類 五～十一　（略） （運営の状況の報告） **第十二条**　法第二十条の四第一項の規定による報告は、前年度における認定に係る体験の機会の場で行う事業に関する次に掲げる事項を記載した報告書を都道府県知事が定める日までに提出することにより行うものとする。 一（削る。） 二　実施の内容 三　実施の目的 四　実施の期間	（体験の機会の場の認定の基準） **第八条**　法第二十条第一項第三号の主務省令で定める基準は、次に掲げるものとする。 一～五　（略） 六　認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業に三年以上従事した経験を有する者若しくはこれと同等以上の知識及び技能を有する者により行われ、又はこれらの者の指導の下に適切に行われるものであること。 2　（略） （認定の申請） **第九条**　（略） 2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。 一～三　（略） 四　直近の三事業年度の各事業年度における認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業の実績を記載した書類 五～十一　（略） （運営の状況の報告） **第十二条**　法第二十条の四第一項の規定による報告は、次に掲げる事項を記載した報告書を都道府県知事が定める日までに提出することにより行うものとする。 一　前年度における認定に係る体験の機会の場で行う事業の実施の状況 （新設） （新設） （新設）

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

（財務諸表及び事業報告書の作成に係る経過措置）

2　この省令による改正後の独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務に係る業務運営、財務及び会計に関する省令第九条及び第十条の規定は、平成三十一年四月一日以後に開始する事業年度に係る財務諸表（独立行政法人通則法第三十八条第一項に規定する財務諸表をいう。以下この項において同じ。）及び事業報告書（同条第二項に規定する事業報告書をいう。以下この項において同じ。）から適用し、同日前に開始する事業年度に係る財務諸表及び事業報告書については、なお従前の例による。